YAMAMOTO

使い捨て式防じんマスク 取扱説明書

YEA-4000
防　じ　ん　用
国家検定合格第TM217号 区分DS2
使用限度時間　12時間

ご使用前に必ず取扱説明書を精読され、使用期間中は大切に保管してください。この取扱説明書は本使い捨て式防じんマスク使用者以外が取り除いてはなりません。製造元、販売店は本製品に破損が生じないこと、及び本製品の使用によって身体の損傷の可能性がなくなる事を保証するものではありません。この取扱説明書は 危険 警告 注意 を記載しています。
以下が定義ですので内容をよく理解した上で、本文をお読みください。

危険 ⚠ 取扱を誤った場合、使用者が死亡または、重傷に至る切迫した危険な状態を指す。

警告 取扱を誤った場合、使用者が死亡または、重傷に至る可能性のある危険な状態を指す。

注意 取扱を誤った場合、使用者が軽症を負うか又は、物的損害のみが発生する可能性のある危険な状態を指す。

危険 ⚠

- 酸素濃度が１８％未満の場所では、絶対に使用しないでください。酸素欠乏のため、死亡もしくは酸素欠乏症になる危険性があります。
- 有害なガスが存在する場所では、絶対に使用しないでください。まったく効果がありません。ガス中毒のため死亡、もしくは急性障害になる危険性があります。

注意

- オイルミスト等が混在する場所では使用しないでください。

1. 使用前のご注意

本製品は弊社品質基準に合格しておりますが輸送途上等で製品にキズや変形などを生じるおそれがあります。
ご使用になるときは、必ず事前に点検をしてください。

2. 用　途

空中に飛散・浮遊する有害な粉じんなどが発生する作業に役立ちます。

溶接作業、研磨・研削作業、グラインダー作業、粉砕作業、セメント・粉末薬品などの粉体取扱作業、バフ作業、鋳造の砂処理作業、農薬散布（粉剤、水和剤、乳剤）など。
管理濃度が0.1mg/m^{3}以下の作業に適しています。

警告

- 上記以外の用途にご使用しないでください。
- グラインダー作業などで火花、スパッタがマスクに当たる場合は防災面・溶接面を併用してください。マスクが破損する可能性があります。

3. 装着の方法

図の様にマスクを、あごを包むように当て、下側のゴムベルトを首の後ろに回し、上側のゴムベルトを後頭部上方につけてください。

下側のゴムベルトに付いている長さ調整パーツで、マスクがフィットするようゴムバンドの長さを調節してください。

両手でマスク全体を覆い強く息を吐いて空気漏れのチェックをし、密着の良い位置にマスクを合わせゴムベルトの位置も調節してください。

警告

- マスクが顔に密着するように装着方法の図に従って確実に装着してください。
- 作業中は正しい位置に装着してください。タオルやガーゼの上から装着しないでください。
- どうしてもフィットしない場合は使用しないでください。

4. 使用・保守・保管

マスクを着脱する場合、マスク内側に粉じん等が入らないよう清浄な場所で行ってください。
使用中は何時間使用したかをよく把握てください。

注意	直射日光・高温多湿な場所をさけ、乾燥した冷暗所で保管してください。
	ろ過材に付いた粉じんを取るために、強くたたく、エアーで吹く、吸い込む、水洗い等をしないでください。性能の低下、破損につながります。
	マスクは常に清潔にしてください。ゴムベルト等に汚れがある場合は、肌荒れや、かぶれの原因となります。
	マスクの使用により顔面に肌荒れ、湿疹などアレルギー症状を起こした場合は使用を中止してください。

5. 廃棄のめやす

本製品は使い捨て式です。下記の場合は必ず廃棄してください。
また廃棄する際、付着した粉じんが飛散しないように袋等につめて廃棄してください。

警告	使用限度時間（12時間）に達した場合は廃棄してください。
	使用限度時間内であっても、収縮・破損・著しい型崩れを起こした場合は廃棄してください。
	目づまりによって著しく息苦しくなってきた場合は廃棄してください。

6. 改造・修理

警告	
	ご使用者による改造、修理等は事故、破損の原因となります。 絶対におこなわないでください。

7. 管理責任者による指導

労働衛生に関する知識、経験等を有する人を、各作業場ごとに管理責任者として選任し、適正な装着、取り扱い方法について指導を行ってください。

8. 性　能

項　目	厚生労働省規格値	YEA-4000	
		社内基準値	実測値(平均)
粒子捕集効率	95%以上	95%以上	99.5%
吸気抵抗値	排気弁なし 50pa以下 排気弁あり 70pa以下	50Pa以下	33.1Pa
排気抵抗値	排気弁なし 50pa以下 排気弁あり 70pa以下	50Pa以下	33.1Pa
吸気抵抗上昇値	規格値なし	160Pa以下	98.0Pa
ぬれ抵抗値	同上	50Pa以下	33.5Pa
もれ率	同上	5.0%以下	A:1.5% B:1.1%
二酸化炭素濃度上昇	1.0%以下	1.0%以下	0.54%
排気弁の作動気密試験	15秒以上	－	－
質量	規格値なし	20g以下	A:11.3g B:11.1g
使用限度時間	同上	12時間	12時間

9.もれ率（社内測定値）

唇の幅 (cm)	鼻根おとがい距離 (cm)	YEA-4000 ヘッドバンドタイプ	YEA-4000 サイドバンドタイプ
3.5以上4.5未満	10.5以上11.5未満	2.2	2.0
	11.5以上12.5未満	1.0	0.6
	12.5以上13.5未満	2.0	2.2
4.5以上5.5未満	10.5以上11.5未満	1.9	1.7
	11.5以上12.5未満	2.2	0.6
	12.5以上13.5未満	0.8	1.1
	13.5以上14.5未満	0.9	1.0
5.5以上6.5未満	11.5以上12.5未満	0.5	0.2
	12.5以上13.5未満	1.0	1.0
	13.5以上14.5未満	2.0	0.6

※もれ率の説明
ご使用前に下の図に従い顔の大きさを測り、漏れ率の低いマスクをお選びください。(数値が低いほどマスクとの密着性が良い。)

輸入元　山本光学株式会社

発売元　KTC 京都機械工具株式会社
〒613-0034 京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地
お客様窓口（ものづくり／お客様センター）
受付時間：9:00～12:00／13:00～17:00
（土・日・弊社休業日除く）
TEL:0774-46-4159 FAX:0774-46-4359
Email/support@kyototool.co.jp
URL http://www.kyototool.co.jp/

裏面もご覧ください。

T56010-0.05.05.1000

■防じんマスクの選択、使用等について　（労働省通達平成８年８月６日付け基発第５０５号）

第１　防じんマスクの選択に当たっての留意点

防じんマスクの選択に当たっては、次の点に留意すること。

１．防じんマスクは、機械等検定規則（昭和４７年労働省令第４５号）第１４条の規定に基づき面体及びろ過材ごと（使い捨て式防じんマスクにあっては面体ごと）に付されている検定合格標章により型式検定合格品であることを確認すること。

２．面体は、着用者の顔面に合った形状及び寸法の接顔部を有するものを選ぶこと。粉じん捕集効率の高い防じんマスクで あっても、着用者の顔面とマスクの面体との密着が充分でなく、漏れのある状態では、その性能が減じること。このため、事業者は、次に示す方法により、各着用者に密着性の良否を確認させ、着用者の顔面に合った形状及び寸法の面体を有する防じんマスクを選択、使用させること。なお、大気中の粉じんや塩化ナトリウムエアロゾルやサッカリンエアロゾルを用いて 密着性の良否を確認する機器もあるので、これらを可能な限り利用し、良好な密着性を確保すること。

（１）取替え式防じんマスクの場合

イ 作業時に着用する場合と同じように、防じんマスクを着用する。保護帽、保護めがね等の着用が必要な作業にあっては、保護帽、保護めがね等も同時に着用する。

ロ 防じんマスクの面体を顔面に押しつけないように、フィットチェッカー等を用いて吸気口をふさぐ。

ハ 息を吸って、面体の接顔部から空気が面体内に漏れ込まず、面体が顔面に吸い付けられるかどうかを確認する。

（２）使い捨て式防じんマスクの場合

使い捨て式防じんマスクの取扱説明書に記載されている漏れ率のデータを参考とし、個々の着用者に合った 大きさ、形状のものを選択する。

３．作業の内容、強度を考慮し、防じんマスクの重量、吸排気抵抗等が当該作業に適したものを選ぶこと。このため、選択に当たっては取扱説明書、ガイドブック、パンフレット等（以下「取扱説明書等」という。）に記載されているデータを参考にすること。

４．作業環境中の粉じん等の発散状況及び作業時のばく露の危険性の程度を考慮し、高濃度ばく露のおそれがあると認められるときは、できるだけ粉じん捕集効率が高く、かつ、排気弁の動的漏れ率が低いものを選ぶこと。

５．防じんマスクは、作業環境の粉じん等の種類、粒径、発散状況及び濃度により使用限度時間に影響を受けるので、これらの要因を考慮して選択すること。防じんマスクの取扱説明書等には吸気抵抗上昇値が記載されているが、これが高いものほど使用限度時間は短くなること。また、防じんマスクは一般に粉じん等を捕集するに従って吸気抵抗値が高くなるが、ろ過材の性質によっては、オイルミスト等を捕集すると、吸気抵抗値が変化せずに急激に粉じん捕集効率等が悪化するものもあるので、吸気抵抗値の上昇のみを使用限度の判断基準としないこと。

第２　防じんマスクの使用に当たっての留意点

１．防じんマスクは、酸素濃度１８％未満の場所では使用してはならないこと。このような場所では送気マスク等を使用すること。また、防じんマスク（防臭機能を有しているものを含む。）は、有害なガスが存在する場所においては使用してはならないこと。このような場所では防毒マスク又は送気マスク等を使用すること。

２．事業者は、衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識、経験を有する者のうちから、各作業場ごとに防じんマスクを管理する保護具着用管理責任者を指名し、防じんマスクの適正な着用、取扱方法について必要な指導を行わせるとともに、防じんマスクの適正は保守管理に当たらせること。

３．防じんマスクの使用中に息苦しさを感じた場合は、ろ過材を交換すること。また使い捨て式防じんマスクにあっては、使用中に息苦しさを感じた場合又は当該マスクに表示されている使用限度時間に達した場合は廃棄すること。

４．事業者は、防じんマスクを着用する労働者に対し、当該防じんマスクの取扱説明書等に基づき、防じんマスクの適正な装着方法、使用方法について十分な教育や訓練を行うこと。

５．事業者は、防じんマスクを使用させるときは、その都度、着用者に次の項目について点検を行わせること。

（１）排気弁の気密性が保たれていること。

（２）ろ過材が適切に取り付けられていること。

（３）ろ過材が破損したり、穴があいていないこと。

（４）ろ過材から異臭が出ていないこと

（５）作業の時間等に合わせ、予備の防じんマスク、ろ過材を用意していること。

６．次のような防じんマスクの着用は、粉じん等が面体の接顔部から面体内へ漏れ込むおそれがあるため、行わないこと。

（１）タオル等を当てた上から防じんマスクを使用すること。

（２）面体の接顔部に「接顔メリヤス」等を使用すること。ただし、防じんマスクの着用により皮膚に湿しん等を起こすおそれがある場合で、かつ、面体と顔面との密着性が良好であるときは、この限りでないこと。

（３）着用者のひげ、もみあげ、前髪等が面体の接顔部と顔面の間に入り込んだり、排気弁の作動を妨害するような状態で防じんマスクを使用すること。

第３　防じんマスク（電離放射線障害防止規則（昭和４７年労働省令第４１号）第３８条の規定に基づき使用する防じんマスクを除く。以下同じ。）の保守管理上の留意点

１．予備の防じんマスク、ろ過材その他の部品を常時備え付け、適時交換して使用できるようにすること。

２．防じんマスクを常に有効かつ清潔に保持するため、使用後は粉じん、湿気の少ない場所で、次の方法により手入れを行うこと。ただし、取扱説明書に特別な手入れ方法が記載されている場合は、その方法に従うこと。

（１）面体、吸気弁、排気弁、しめひも等については、乾燥した布片又は軽く水で湿らせた布片で、付着した粉じん等や汗等を取り除くこと。また、汚れの著しいときは、ろ過材を取り外した上で面体を中性洗剤等により水洗すること。

（２）ろ過材については、よく乾燥させ、ろ過材上に付着した粉じん等が飛散しない程度に軽くたたいて粉じん等を払い落すこと。ただし、ひ素、クロム等の有害性が高い粉じん等に対して使用したろ過材については、１回使用ごとに廃棄すること。なお、ろ過材上に付着した粉じん等を圧搾空気等で吹き飛ばしたり、ろ過材を強くたたくなどの方法によるろ過材の手入れは、ろ過材を破損させる他、粉じん等を再飛散させることとなるので行わないこと。また、ろ過材には水洗して再生使用できるものと、水洗すると性能が低下したり破損したりするものがあるので、取扱説明書等の記載内容を確認し、水洗が可能な旨の記載のあるもの以外は水洗してはならないこと。

（３）取扱説明書に記載されている防じんマスクの性能は、ろ過材が新品の場合のものであり、一度使用したろ過材を手入れして再使用（水洗して再生使用することを含む。）する場合は、新品時より粉じん捕集効率が低下していないこと及び吸気抵抗値が上昇していないことを確認して使用すること。

３．次のいずれかに該当する場合は防じんマスクの部品を交換し、又は防じんマスクを廃棄すること。

（１）ろ過材について、破損した場合、穴があいた場合又は著しい変形が生じた場合。

（２）面体、吸気弁、排気弁等について、破損、き裂、著しい変形を生じた場合又は粘着性が認められた場合。

（３）しめひもについて破損した場合又は弾性が失われ、伸縮不良の状態が認められた場合。

（４）使い捨て式防じんマスクにあっては、使用限度時間に達した場合又は使用限度時間内であっても、作業に支障をきたすような息苦しさを感じたり著しい形くずれを生じた場合。

４．防じんマスクは、積み重ね、折り曲げ等により面体、連結管、しめひも等について、き裂、変形等の異常を生じないように保管すること。なお、保管に当たっては、直射日光の当たらない場所に専用の保管場所を設け、管理状況が容易に確認できるようにすること。

５．使用済みのろ過材及び使い捨て式防じんマスクは、付着した粉じんが再飛散しないように容器又は袋に詰めた状態で廃棄すること。

第４　その他

昭和６１年３月２９日付け基発第１７８号「簡易防じんマスクの取り扱いについて」でいう簡易防じんマスクについては、臨時の粉じん作業等に限り使用を認めてきたものであるが、この取り扱いは、従前どおり認めるものとする。